

# 糸島市補助金設計書

所管課

課名を記載しています。

補助金名称	補助金の名称を記載しています。
区分	基本指針に基づく区分を記載しています。
該当例規等	補助金の支出根拠となる市の条例、規則等、国や県の法令等を記載

【長期総合計画体系】

該当する基本目標を記載しています。

該当する政策を記載しています。

該当する施策を記載しています。

【補助金の区分】

団体運営補助  
奨励・支援的事業補助  
利子補給事業補助  
建設・整備事業補助  
その他の事業補助  
国県制度事業補助

## 1 補助の目的

補助金交付の目的を記載しています。

( ・何のために補助金を交付するのか  
・補助金を交付することによってどんな状態を目指すのか など)

## 2 成果指標(その他の事業補助は記載不要)

補助金交付による成果を測れる指標とその目標値を記載しています。

ただし、区分 その他の事業補助は、指標の設定は不要としています。

また、成果指標の設定が困難な場合は活動指標を、目標値の設定が困難な場合は現状値などを記載しています。

## 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業の内容と補助対象者を記載しています。

また、補助対象者と受益者が異なる場合は、受益者も記載しています。

## 4 補助対象(外)経費

補助対象経費または補助対象外経費を記載しています。

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率・補助限度額や積算根拠を記載しています。

区分 奨励・支援的事業補助の場合、補助率の原則は50%以内としており、50%を超える補助率のときは、その理由も記載しています。

## 6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

補助金は永続するものではないため、原則は、最長3年の補助期間としています。期間の最終年度に、必要性や成果等の検証を行い、補助金を継続するかどうかの判断を行うこととしています。